5　Sector:　Real Estate

Sub-Sector:　Real Estate Agencies

Industry Classification:

Type of Reservation:　National Treatment (Article 2)

Description:　Foreign investor may not hold the majority of share of any Kuwaiti company which transacts real estate.

Existing Measures:　Law No. 8 of 2001 (Regulating Direct Foreign Capital Investment), Article 3

Council of Ministers Resolution No. 1006/1 of 2003

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行に伴い、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃
防衛大臣　小野寺五典

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し及び第二十条の見出し中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に改める。

附　則

この命令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第百二十八号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第三百六十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

総務大臣　新藤　義孝